

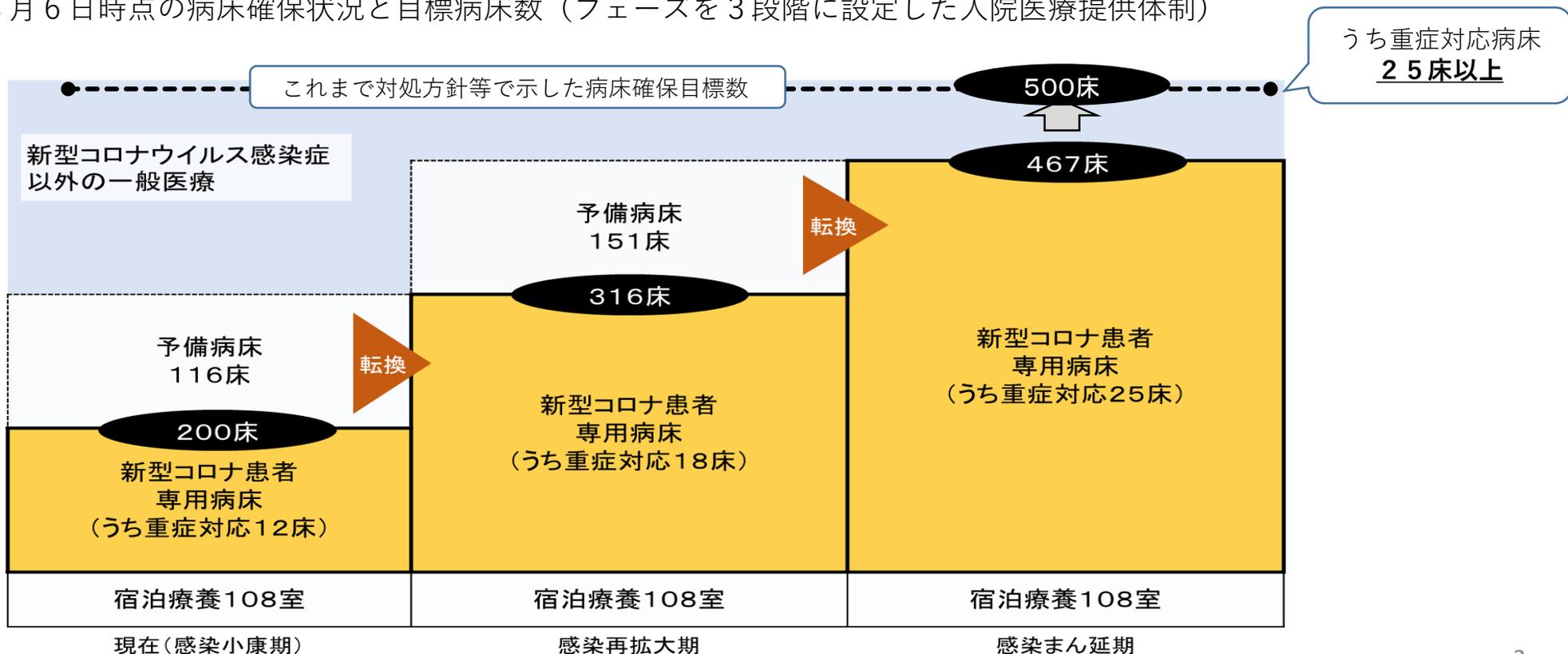
令和2年8月6日

今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の 医療提供体制整備について（案）

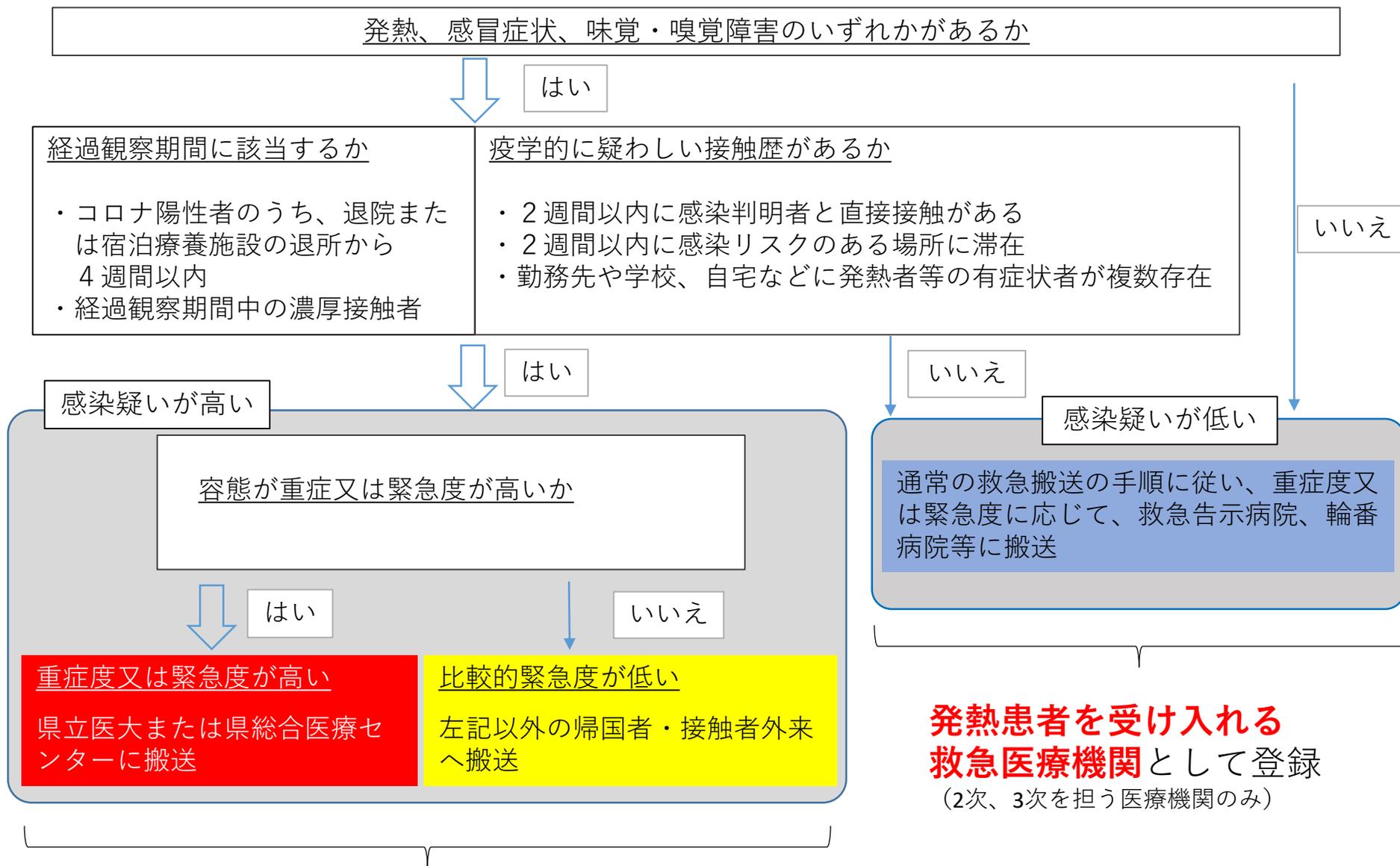
奈良県における病床確保の目標

- 病床確保目標数は500床とし、引き続き病床確保することを検討。
- 重症患者対応病床数については、25床以上を確保。この確保にあたっては、ICUやHCUだけでなく、それ以外の病床で人工呼吸器管理ができる病床も含めて確保することを検討。

8月6日時点の病床確保状況と目標病床数（フェーズを3段階に設定した入院医療提供体制）



救急搬送患者に発熱等がある場合の搬送フロー



重点医療機関、疑い患者受入協力医療機関として指定

「重点医療機関」「疑い患者受入協力医療機関」「発熱患者を受け入れる救急病院」の 対象患者と施設要件【一覧】

新型コロナウイルス感染症対応病院と支援の概要

1. 「重点医療機関」及び「疑い患者受入協力医療機関」としての指定、「発熱救急患者を受け入れる救急病院」としての登録が必要です。
2. 県の指定・登録を受けた医療機関は、確定患者、疑い患者、発熱患者の受け入れ可能な医療機関として、**消防機関に病院リストを共有**するとともに、**確定患者、疑い患者の対応状況や救急の応需率はコロナ病院連絡会等で共有**します。

帰国者接触者外来、発熱外来認定医療機関の申請については
地域医療連携課医療管理係まで（電話0742-27-8653）

**重点医療機関及び疑い患者受入協力医療機関は、
「帰国者・接触者外来」の指定も受け、その任を負う必要があります。**

**発熱救急患者を受け入れる救急病院は、
「発熱外来認定医療機関」の認定も受け、その任を負う必要があります。**

区分	帰国者・接触者外来		発熱外来認定医療機関	左記以外の病院
	重点医療機関	疑い患者受入協力医療機関	発熱救急患者を受け入れる救急病院	
対象患者	<p>確定患者、疑い患者</p> <p>(1) 既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者</p> <p>(2) 県からの要請に基づき受入れを行っているコロナに感染している恐れがあると医師が認めた、入院治療が必要な患者（疑い患者は疑似症の届け出が出されているものに限る。）</p>	<p>疑い患者</p> <p>(1) 県からの要請に基づき受入れを行っている、コロナに感染している恐れがあると医師が認めた、入院治療が必要な患者（疑似症の届け出が出されているものに限る。）</p>	<p>発熱患者</p> <p>(1) 発熱救急患者の受入 (小児、周産期、精神救急等含む)</p> <p>※ 応急診は対象外</p>	—
	施設要件 <一部省略>	<p>(1) 病棟単位でコロナ患者あるいは疑い患者用の病床確保</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</p> <p>(3) コロナ疑い患者に対して検体採取が行える</p> <p>(4) 療養病床ではない</p> <p>※ 病棟単位とは、看護体制の1単位をもって病棟とする</p>	<p>(1) 疑い患者専用の個室を設定し、受け入れ病床を確保</p> <p>(2) 確保病床すべてで、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</p> <p>(3) 疑い患者の受け入れ病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線</p> <p>(4) コロナ疑い患者に対して検体採取が行える</p> <p>(5) 療養病床ではない</p>	<p>(1) 救急隊から発熱患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも受け入れる病床を確保 (ただし、空床状況等によってやむを得ない場合は、他院への転院搬送を実施しても構わない)</p> <p>(2) コロナ疑い患者に対して検体採取が行えること</p>

「重点医療機関」「疑い患者受入協力医療機関」「発熱患者を受け入れる救急病院」の 主な支援メニュー

区分	帰国者・接触者外来		発熱外来認定医療機関	左記以外の病院	
	重点医療機関	疑い患者受入協力医療機関	発熱救急患者を受け入れる救急病院		
主な支援メニュー	外来	(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	—	—
		(18) 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	(18) 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	(18) 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	—
	入院	(3) 入院医療機関設備整備事業	(3) 入院医療機関設備整備事業	—	—
		(15) 重点医療機関体制整備事業	—	—	—
		(16) 重点医療機関等設備整備事業	—	—	—
		—	(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	—	—
	その他	(5) 感染症検査機関等設備整備事業	(5) 感染症検査機関等設備整備事業	(5) 感染症検査機関等設備整備事業	(5) 感染症検査機関等設備整備事業
		—	—	—	(19) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

※ 主な支援メニューの(2)～(19)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱」による

入院医療提供体制(第二期)

フェーズ移行のタイミング

フェーズ移行のタイミングは、コロナ病床への受入状況を見て、県が決定し、病院に連絡します。

フェーズ移行(目安)
感染小康期の確保病床
の入院患者受入が50%
を超える日

フェーズ移行(目安)
感染再拡大期の確保病
床の入院患者受入が
50%を超える日

区分		感染小康期	感染再拡大期	感染まん延期
重症	人工呼吸器を必要とする患者	入院 9病院200床	入院 10病院316床	<div data-bbox="1570 449 1895 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標】 500床 うち重症対応病床 25床以上</p> </div> <p>ピーク時 11病院467床</p>
中等症	医学的に入院が必要な患者(酸素投与が必要等)	うち 重症対応病床 4病院12床	うち 重症対応病床 4病院18床	うち 重症対応病床 4病院25床
軽症	医学的に通院での診療が可能な患者	宿泊療養 108室	宿泊療養 108室	宿泊療養 108室+ α